

第5次朝霞市行政改革大綱 策定方針

平成28年9月26日

(一部修正)

平成28年5月16日

(行政改革推進本部決定)

1. 策定の趣旨

本市では、昭和61年2月に「朝霞市行政改革大綱」を策定して以来、行政の簡素効率化をはじめとする行政改革に取り組んできた。また、平成23年からは第4次行政改革大綱を朝霞市総合振興計画に関連付けて行政改革を推進し、社会経済情勢の変化と、多様化・高度化する市民ニーズに応えてきた。

地方自治体を取り巻く厳しい財政状況、少子高齢化等に伴う効率的な行政運営については、従来からその必要性を重視してきたが、地方自治体の周辺環境は、さらに厳しい状況が続いている。本市は、少子化が進む中、現在においても人口の増加が続いてはいるものの、高齢者への対応も喫緊の課題となっており、行政課題は重く幅広いものとなっている。

このような状況の中、平成27年度に策定した朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少の克服と地域経済の活性化に向け集中して取り組むことを掲げている。今後においても、限られた経営資源（人・物・財政）の状況を的確に捉え、著しい社会の変化に適応しつつ、高度化及び多様化する市民の要望に応えうる市民サービスを提供していくことが本市に求められており、第4次行政改革における姿勢を堅持しながらも、さらに経営の視点にも重きを置いて、今後の行政運営に取り組んでいく必要がある。

以上の経緯から、平成28年度から5年間を計画期間とする第5次朝霞市総合計画前期基本計画の確実な遂行を目的とし、第5次朝霞市行政改革大綱を策定することとする。

2. 基本的な考え方

第4次行政改革の12の取組項目の中には、実施を決定し既に庁内に浸透し成果の上がっている項目がある一方で、今後も継続した取組が求められる項目がある。これに加え、社会情勢の変化等も踏まえながら新たに取り組む項目を洗い出し、引き続き第5次行政改革として推進していくこととする。

また、本市は総合計画を最上位計画と位置付け、総合計画に基づく行政の推進を徹底していることから、第5次行政改革についても、総合計画を推進する仕組みづくりに焦点を絞った内容とし、第5次朝霞市総合計画の基本構想に掲げる、政策を立案・推進する際の留意点「思いやりをもったまちづくり」、「参画と協働によるまちづくり」、「経営的な視点をもったまちづくり」を踏まえた上で、次の観点から、取組を検討する。

- (1) 市民サービスの向上に関するもの
- (2) 行政事務の効率化、経費の節減に関するもの
- (3) 市の歳入の確保に関するもの
- (4) その他、市政運営上有益であると認められるもの

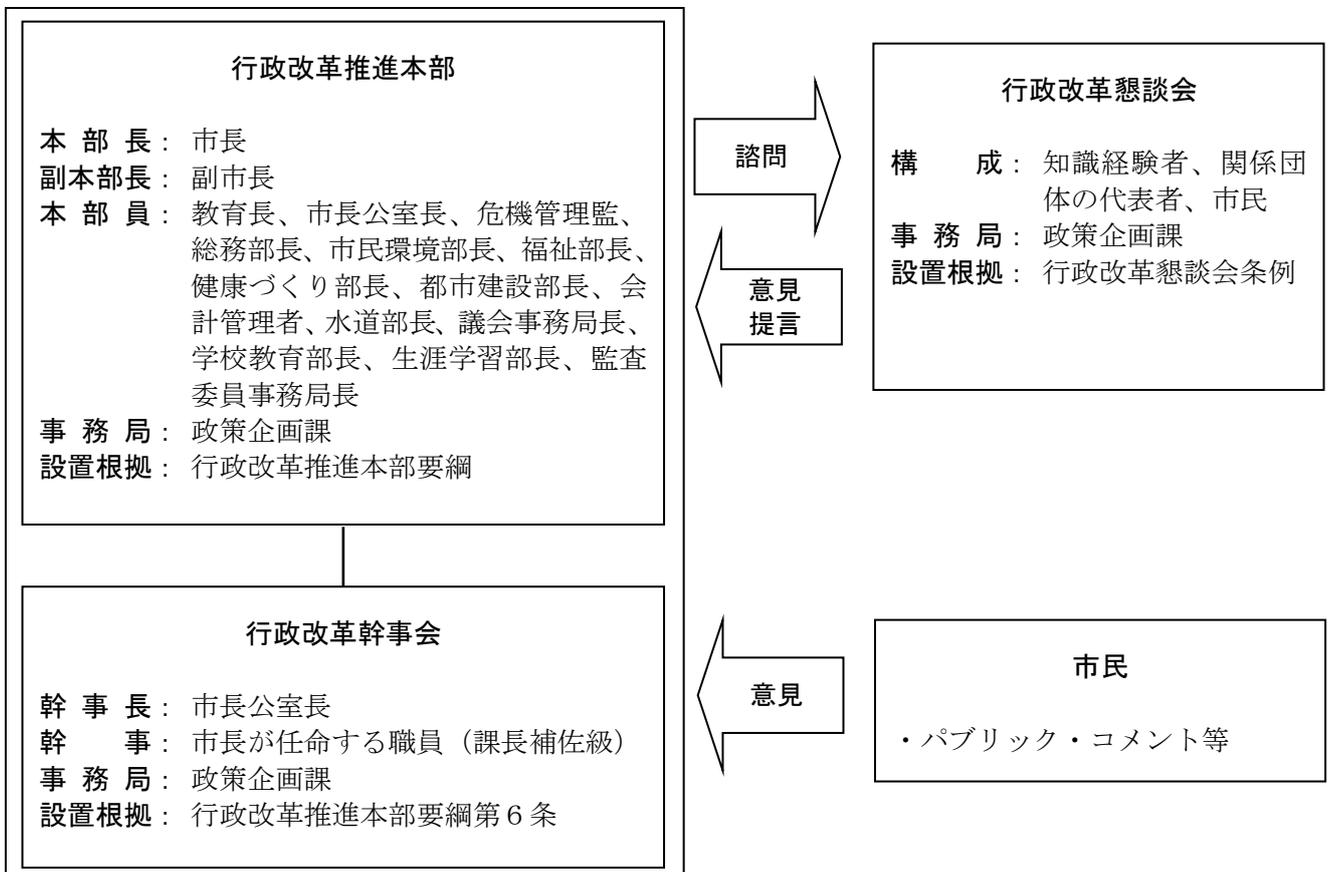
3. 計画期間

平成28年度～32年度とし、同期間の第5次朝霞市総合計画前期基本計画との連動を図る。

4. 検討組織

行政改革の進行管理については、行政改革推進本部がこれを所掌し、知識経験者や市民等で構成する第三者機関において実施する。

- ① 庁内組織 現行の行政改革推進本部及びその下部組織である行政改革幹事会の組織により、大綱及び実施計画の再編を行う。
- ② 第三者機関 朝霞市行政改革懇談会を組織し、知識経験者や関係団体の専門的意見や市民の意見等を大綱策定に反映させる。
- ③ 市民 パブリック・コメント等を通し、市民の意見等を大綱作成に反映させる。



5. 策定スケジュール

